

建設委員会議案説明資料

令和3年12月10日

件名	頁
1 第115号議案 足立区立江北公園の一部及び荒川鹿浜橋緑地の一部 の指定管理者の指定について	2
2 第123号議案 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例	9

(都市建設部)

第 1 1 5 号議案説明資料

令和 3 年 1 2 月 1 0 日

件 名	足立区立江北公園の一部及び荒川鹿浜橋緑地の一部の指定管理者の指定について
所管部課名	みどりと公園推進室公園管理課
内 容	<p>足立区公園施設指定管理者選定等審査会（以下「審査会」という。）における選定審査の結果、以下のとおり事業者を指定管理者の候補者として選定したので、議会の議決を経て指定管理者として指定する。</p> <p>1 対象施設</p> <p>(1) 施設名 足立区立江北公園の一部及び荒川鹿浜橋緑地の一部 (都市農業公園)</p> <p>(2) 所在地 足立区鹿浜二丁目 4 4 番 1 号、鹿浜二丁目 1 4 番 1 号（足立区立江北公園の一部）／鹿浜二丁目 4 4 番 1 号地先（荒川鹿浜橋緑地の一部）</p> <p>2 指定の期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 3 1 日（5 年間）</p> <p>3 指定管理者の候補者</p> <p>(1) 事業者名 体験型有機農業パークマネジメント（共同事業体） 代表団体 株式会社自然教育研究センター (代表者) 代表取締役 税所 功一 構成団体 東武緑地株式会社 (代表者) 代表取締役社長 青木 雅彦</p> <p>(2) 所在地 東京都立川市錦町二丁目 1 番 2 2 号</p> <p>4 応募事業者数 1 事業者</p> <p>5 現在の指定管理者 候補者に同じ</p> <p>6 候補者となった理由・ポイント</p> <p>(1) SDGs への取り組みを 5 年間の業務方針に位置付けて、日常管理・イベント・プログラムを組み立てている。</p> <p>(2) 管理事務所のほか、ビジターセンター、レストハウスや工房棟など各施設にスタッフを常駐させることにより、安全安心とサービス向上が提案されていた。</p>

- (3) 区内企業・地元団体などと連携したイベントの開催や商品開発、農作物の出張販売など積極的な取り組みが提案されていた。

7 候補者となった経過

(1) 公募

令和3年6月18日～令和3年7月21日

- (2) 財務状況調査の結果 B「財務状態は良好である」

(3) 選定審査会

ア 審査会開催状況

	開催日	内 容	審査 事業者数
第1回	令和3年5月17日	選定方法や評価項目等の確認	—
—	令和3年7月 5日	現地説明会	13事業者 (参加)
第2回	令和3年8月18日	第一次選定（書類審査）	1事業者
第3回	令和3年8月25日	第二次選定（プレゼンテーション・ヒアリング）	1事業者

イ 委員構成（計6名）

種別	氏名	役職等
学識経 験者	竹内 将俊 【委員長】	東京農業大学 地域環境科学部 地域創成科学科 教授
	小林 久美	東京未来大学 こども心理学部 こども心理学科 教授
区 民	佐久間修一	子育てパパサークルあだっちパパ 代表
	野辺 陽子	鹿浜古内町会
区職員	栗木 希	シティプロモーション課長
	網野 孔介	足立区観光交流協会事務局長

ウ 審査項目及び審査結果

添付資料「足立区公園施設指定管理者選定等審査会 選定結果集計表」のとおり（別紙1、2参照 P5～6）。

(4) 労働条件審査

選定委員会において候補となった事業者に対して、社会保険労務士4名による労働条件審査を実施し、合格となった。

8 候補者の職員平均勤続年数及び平均給与（令和2年度）

（1）平均勤続年数

	株式会社自然教育 研究センター	東武緑地株式会社
平均勤続年数	6.5年	9.8年

（2）平均給与

	株式会社自然教育 研究センター	東武緑地株式会社
管理職（月額）	298,466円	475,400円
常勤（月額）	216,827円	234,100円
非常勤（月額）	—	183,920円
非常勤（日給）	14,333円	—
短時間労働者（時給）	1,109円	1,015円

9 指定管理料（見積り金額）

- ① 非精算 133,447,000円（税込）
② 要精算（小破修繕費、光熱水費）20,996,000円（税込）
合計（①+②） 154,443,000円（税込）

10 添付資料

- 別紙1 足立区公園施設指定管理者選定等審査会 選定結果集計表
（第1次選定）（別紙1参照 P5）
別紙2 足立区公園施設指定管理者選定等審査会 選定結果集計表
（第2次選定）（別紙2参照 P6）
別紙3 指定管理者の候補者の概要（別紙3参照 P7）
別紙4 基本方針及び収支計画の概要（別紙4参照 P8）

今後の方針

本議案が議決された場合、区と候補者との間で協定書を締結する。

指定管理者の候補者の概要

共同事業体名	体験型有機農業パークマネジメント	
団体名 (代表者名)	【代表団体】 株式会社 自然教育研究センター (代表取締役 税所 功一)	【構成団体】 東武緑地株式会社 (代表取締役社長 青木 雅彦)
① 主たる事務所の所在地	東京都立川市錦町二丁目1番22号	東京都杉並区天沼三丁目5番4号
② 設立年月日	平成2年9月30日	昭和47年3月22日
③ 現在の資本金	1,000万円	5,000万円
④ 役員名簿	代表取締役 税所 功一 取締役会長 木内 正敏 取締役 中村 道也 監査役 畔上 能力	代表取締役会長 平野 通郎 代表取締役社長 青木 雅彦 取締役 今泉 均 取締役 渡邊 健士 取締役 浦東 建男 監査役 小林 一美 監査役 額賀 政美
⑤ 事業概要	<p><経営方針></p> <ul style="list-style-type: none"> ■自然教育を実践する場と機会の拡充 ■自然教育に携わる人材の育成 ■自然環境ならびに自然教育の手法に関する調査研究 ■自然教育の実践による環境保全 <p><主な業務内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ■自然教育・環境教育・生物飼育関連の複数の公園・施設の指定管理業務、管理運営業務、解説業務、生物飼育業務など ■研修会・講習会運営業務、ボランティア団体運営協力など ■自然環境調査、展示・テキスト・パンフレット・e-ラーニング制作など ■ビオトープ・プラン作り、区民協働型環境保全活動実践など 	<p><経営理念></p> <p>緑を愛し人と緑をつなぐ</p> <p><主な業務内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ■建築、造園、土木、機器装置等の建設工事の請負事業全般 ■太陽光発電等施設の建設及び運営管理受託全般 ■電波塔等施設の建設及び運営管理受託全般 ■ゴルフ場整備の請負 ■植物の移植及び育成販売並びに同機器の賃貸及び販売 ■土地の造成、改良、緑化および資源の保全、開発等環境の整備に関する事業 ■土壌改良剤、肥料等の園芸、緑化資材の製造・販売 ■樹木、草花、観葉植物、種苗等の栽培、加工、販売、賃貸ほか
⑥ 区内における指定管理の実績	元荊江公園・生物園指定管理者 都市農業公園指定管理者	元荊江公園・生物園指定管理者 都市農業公園指定管理者
⑦ 他自治体における指定管理の実績	東京都 御岳ビジターセンター 東京都 高尾ビジターセンター 埼玉県 さいたま緑の森博物館 ほか	北海道 ゆにガーデン 春日部市立体育施設及び春日部市都市公園

1 基本方針の概要

『都市における有機農業見本園の実現』

「有機農業推進機能」「食育推進機能」「安全教育推進機能」

「園芸福祉実践機能」「環境教育推進機能」「地域文化継承機能」

以上6つの機能を位置付け、『都市における有機農業見本園の実現』を目指す

➡全国の都市農業公園において見本となる公園を目指す

2 収支計画の概要(年度ごと 指定期間分) ※5年間同一

収支区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
収入	指定管理料	154,443,000	154,443,000	154,443,000	154,443,000	154,443,000
	利用料金収入	8,050,000	8,050,000	8,050,000	8,050,000	8,050,000
	事業収入	35,900,000	35,900,000	35,900,000	35,900,000	35,900,000
	その他	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	収入合計(A)	198,443,000	198,443,000	198,443,000	198,443,000	198,443,000
支出	人件費	111,640,000	111,640,000	111,640,000	111,640,000	111,640,000
	常勤	68,996,000	68,996,000	68,996,000	68,996,000	68,996,000
	非常勤	12,800,000	12,800,000	12,800,000	12,800,000	12,800,000
	アルバイト	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000	14,700,000
	法定福利費	13,320,000	13,320,000	13,320,000	13,320,000	13,320,000
	退職金積立て	1,824,000	1,824,000	1,824,000	1,824,000	1,824,000
	事業費	20,748,878	20,748,878	20,748,878	20,748,878	20,748,878
	レストランの運営費	11,928,878	11,928,878	11,928,878	11,928,878	11,928,878
	販売費	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000	3,200,000
	利用促進費	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	展示費	720,000	720,000	720,000	720,000	720,000
	自主事業費	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000	4,600,000
	管理費	59,133,142	59,133,142	59,133,142	59,133,142	59,133,142
	消耗品	5,850,000	5,850,000	5,850,000	5,850,000	5,850,000
	印刷製本費	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000	1,200,000
	燃料費	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000
	通信運搬費	550,000	550,000	550,000	550,000	550,000
	支払手数料	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000
	保険料	161,700	161,700	161,700	161,700	161,700
	賃借料	2,916,072	2,916,072	2,916,072	2,916,072	2,916,072
	備品購入費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	負担金	57,000	57,000	57,000	57,000	57,000
	会議費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
	公課費	10,057,600	10,057,600	10,057,600	10,057,600	10,057,600
	車両費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	広告宣伝費	2,800,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000	2,800,000
	雑費	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	施設管理費	4,320,000	4,320,000	4,320,000	4,320,000	4,320,000
	委託費	9,504,770	9,504,770	9,504,770	9,504,770	9,504,770
	小破修繕・維持補修費	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000	7,500,000
	光熱水費	13,496,000	13,496,000	13,496,000	13,496,000	13,496,000
	本部経費	6,920,980	6,920,980	6,920,980	6,920,980	6,920,980
	人件費	2,242,630	2,242,630	2,242,630	2,242,630	2,242,630
間接経費	4,678,350	4,678,350	4,678,350	4,678,350	4,678,350	
支出合計(B)	198,443,000	198,443,000	198,443,000	198,443,000	198,443,000	
収支差額(A)-(B)	0	0	0	0	0	

第 1 2 3 号議案説明資料

令和 3 年 1 2 月 1 0 日

件 名	足立区事務手数料条例の一部を改正する条例
所管部課名	建築室建築審査課
内 容	<p>1 改正理由</p> <p>「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」及び「住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下「品確法」という。）」の一部が改正され、認定対象の変更や認定手続きの合理化が図られたため、足立区事務手数料条例（以下「手数料条例」という。）の一部を改正する。</p> <p>2 改正内容</p> <p>手数料条例別表第 5 に定める申請手数料の一部を次のとおり改正する。 また、東京都及び特別区の手数料は同一である。</p> <p>(1) 認定対象の変更</p> <p>長期優良住宅の認定にかかる共同住宅の扱いについて、区分所有者が専有する住宅部分ごとの認定から、マンション全体を対象に認定する方法へ改める。</p> <p>(2) 認定手続きの合理化</p> <p>品確法に基づき、登録住宅性能評価機関が長期使用構造等の住宅性能評価を実施し、その結果を添えて区に長期優良住宅の認定申請が行われた場合は、当該部分の区の審査が省略されるため、手数料の一部を引き下げる。</p> <p>なお、住宅性能評価の結果が添付されず、区の審査を要する場合は、人件費単価の見直しにより値上げとなる手数料を適用する。</p> <p>3 新旧対照表</p> <p>別紙のとおり（別紙参照 P 1 0 ～ 2 5）</p> <p>4 施行年月日</p> <p>令和 4 年 2 月 2 0 日</p>
今後の方針	法改正の趣旨を踏まえ、ホームページや窓口で内容を周知するとともに的確な審査に努めていく。

改正前	改正後
<p>○足立区事務手数料条例 昭和33年 3 月22日 条例第 1 号</p> <p>改正</p> <p>足立区事務手数料条例を公布する。 足立区事務手数料条例 第 1 条から第 9 条 (省略) 付 則 (省略)</p> <p>(施行期日) 1 ~ 4 (省略) 別表第 1 (第 6 条関係) から別表第 4 (第 6 条関係) (省略) 別表第 5 (第 6 条関係)</p>	<p>○足立区事務手数料条例 昭和33年 3 月22日 条例第 1 号</p> <p>改正 令和 3 年 月 日 条例第 号</p> <p>足立区事務手数料条例を公布する。 足立区事務手数料条例 第 1 条から第 9 条 (現行のとおり) 付 則 (現行のとおり) 付 則 (令和 3 年 月 日 条例第 号) (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和 4 年 2 月 2 0 日から施行する。 (経過措置)</p> <p>2 この条例による改正前の足立区事務手数料条例 (以下「旧条例」という。) 別表第 5 の 1 0 8 の項の規定は、住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律 (令和 3 年法律第 4 8 号) 附則第 2 条第 2 項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請については、なおその効力を有する。この場合において、旧条例別表第 5 の 1 0 8 の項中「、同項(1)のイの(ア)から(カ)まで又は同項(1)のウ」とあり、及び「、同項(1)のイの(ア)又は同項(1)のウ」とあるのは「又は同項(1)のイ」と読み替えるものとする。</p> <p>(施行期日) 1 ~ 4 (現行のとおり) 別表第 1 (第 6 条関係) から別表第 4 (第 6 条関係) (現行のとおり) 別表第 5 (第 6 条関係)</p>

改正前		改正後	
建築・都市整備関係		建築・都市整備関係	
1から106まで（省略）		1から106まで（現行のとおり）	
事務	107 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査	事務	107 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第6条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査
手数料の名称	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	手数料の名称	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料
徴収時期	認定申請のとき	徴収時期	認定申請のとき
	種別・単位		種別・単位
	額		額
	申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、 <u>一戸建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの(ア)、(1)のイの(ア)又は(1)のウの(ア)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(2)のアの(ア)又は(2)のイの(ア)に掲げる額</u> （申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について9の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額） <u>を、当該建築物における認定申請戸数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。</u>		申請1件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）の場合において、一戸建ての住宅を新築しようとするときは、(1)のアの(ア)又は(1)のイの(ア)に掲げる額、一戸建ての住宅を増築し、又は改築しようとするときは、(2)のアの(ア)又は(2)のイの(ア)に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について9の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額）とする。

改正前		改正後		
<p>(1) 住宅を新築しようとする場合 次に掲げる区分に応じて、申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 申請に併せて<u>区長が指定する者が作成した長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号(第3号を除く。)</u>に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合</p>	(ア) 100平方メートル以内のもの	7,200円	<p>(1) 住宅を新築しようとする場合 次に掲げる区分に応じて、申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額</p> <p>ア 申請に併せて<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条の2第5項の確認書若しくは住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合</u></p>	
	(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1万3,000円		(ア) 100平方メートル以内のもの 7,100円
	(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	2万3,000円		(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの (現行のとおり)
	(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	3万2,000円		(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの 2万2,000円
	(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	6万1,000円		(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの (現行のとおり)
	(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	10万4,000円		(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの 5万7,000円
	イ 申請に併せて住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成11年法律第81号)第6条第1項の設計住宅性能評価書(同法第5条第1項の住宅性能評価に係る部分について長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合し、かつ、当該住宅性能評価のうち構造の安定に関することについて建築基準法施行令第81条第2項第1号ロの限界耐力計算以外の方法により評価されたものに限る。)が提出された場合			(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの 9万4,000円
		(削除)		

改正前		改正後	
(ア) 100平方メートル以内のもの	<u>1万6,000円</u>		
(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>5万7,000円</u>		
(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>9万2,000円</u>		
(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	<u>17万2,000円</u>		
(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>29万5,000円</u>		
(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>45万5,000円</u>		
ウ ア及びイ以外の場合		イ ア以外の場合	
(ア) 100平方メートル以内のもの	<u>4万7,000円</u>	(ア) 100平方メートル以内のもの	<u>5万2,000円</u>
(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>10万9,000円</u>	(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>12万2,000円</u>
(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>17万5,000円</u>	(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>19万6,000円</u>
(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	<u>34万5,000円</u>	(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	<u>38万6,000円</u>
(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>61万7,000円</u>	(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>69万1,000円</u>
(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>106万2,000円</u>	(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>118万8,000円</u>
(2) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額		(2) 住宅を増築し、又は改築しようとする場合に掲げる区分に応じて、当該申請に係る住宅が属する1の建築物の床面積の合計に応じ、次に掲げる額	
ア 申請に併せて(1)のアに規定する書類が提出		ア 申請に併せて(1)のアに規定する書類が提出	

改正前		改正後	
された場合		された場合	
(ア) 100平方メートル以内のもの	1万円	(ア) 100平方メートル以内のもの	(現行のとおり)
(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	1万9,000円	(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	(現行のとおり)
(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	3万3,000円	(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	(現行のとおり)
(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	4万7,000円	(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	(現行のとおり)
(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>8万8,000円</u>	(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>8万5,000円</u>
(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>15万1,000円</u>	(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>14万円</u>
イ ア以外の場合		イ ア以外の場合	
(ア) 100平方メートル以内のもの	<u>6万8,000円</u>	(ア) 100平方メートル以内のもの	<u>7万8,000円</u>
(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>16万円</u>	(イ) 100平方メートルを超え、500平方メートル以内のもの	<u>18万3,000円</u>
(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>25万5,000円</u>	(ウ) 500平方メートルを超え、1,000平方メートル以内のもの	<u>29万3,000円</u>
(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	<u>50万4,000円</u>	(エ) 1,000平方メートルを超え、2,500平方メートル以内のもの	<u>57万9,000円</u>
(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>90万3,000円</u>	(オ) 2,500平方メートルを超え、5,000平方メートル以内のもの	<u>103万7,000円</u>
(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>155万2,000円</u>	(カ) 5,000平方メートルを超え、1万平方メートル以内のもの	<u>178万2,000円</u>
事務	108 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	事務	108 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査

改正前		改正後	
手数料の名称	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	手数料の名称	長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料
徴収時期	変更認定申請のとき	徴収時期	変更認定申請のとき
種別・単位		種別・単位	
額		額	
<p>申請1件につき当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、前項(1)の<u>アの(ア)から(カ)まで、同項(1)のイの(ア)から(カ)まで</u>又は同項(1)の<u>ウの(ア)から(カ)まで</u>に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、前項(1)の<u>アの(ア)、同項(1)のイの(ア)又は同項(1)のウの(ア)</u>に掲げる額）、当該計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、前項(2)の<u>アの(ア)から(カ)まで</u>又は同項(2)の<u>イの(ア)から(カ)まで</u>に掲げる額）</p> <p>（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について13の項、15の項又は17の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）を、変更認定申請戸数で除した額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とす</p>		<p>申請1件につき当該計画の変更に係る部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積（床面積の増加する部分にあっては当該増加する部分の床面積の合計）に応じて、当該計画が住宅を新築する際に認定を受けたものである場合においては、前項(1)の<u>アの(ア)から(カ)まで</u>又は同項(1)の<u>イの(ア)から(カ)まで</u>に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、前項(1)の<u>アの(ア)又は同項(1)のイの(ア)</u>に掲げる額）、当該計画が住宅を増築し、又は改築する際に認定を受けたものである場合においては、前項(2)の<u>アの(ア)から(カ)まで</u>又は同項(2)の<u>イの(ア)から(カ)まで</u>に掲げる額（当該住宅が一戸建ての住宅の場合においては、前項(2)の<u>アの(ア)又は同項(2)のイの(ア)</u>に掲げる額）（申請に併せて長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定に基づく申出があった場合においては、1の建築物について13の項、15の項又は17の項に掲げる額（申請に係る計画に特定建築基準適合審査をする部分が含まれる場合においては当該部分ごとに11の項に掲げる額の手数料を加えた額、建築基準法第87条の4に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合においては当該昇降機1基について19の項又は21の項に掲げる額の手数料を加えた額）の手数料を加えた額）とする。</p>	

改正前			改正後		
る。					
事務	109 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項の規定に基づく譲受人を決定した場における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査		事務	109 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第9条第1項又は第3項の規定に基づく譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場における長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	
手数料の名称	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合の当該計画の変更認定申請手数料		手数料の名称	認定を受けた長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合の当該計画の変更認定申請手数料	
徴収時期	変更認定申請のとき		徴収時期	変更認定申請のとき	
	種別・単位	額		種別・単位	額
	1件につき	2,100円		1件につき	2,300円
事務	110 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査		事務	110 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	
手数料の名称	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料		手数料の名称	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	
徴収時期	承認申請のとき		徴収時期	承認申請のとき	
	種別・単位	額		種別・単位	額
	1件につき	2,100円		1件につき	2,300円
別表第6（第6条関係）（省略）			別表第6（第6条関係）（現行のとおり）		
別表第7（第6条関係）			別表第7（第6条関係）		
建築・都市整備関係			建築・都市整備関係		
事務	手数料の名称及び額	徴収時期	事務	手数料の名称及び額	徴収時期
1から4	（省略）	（省略）	1から4	（現行のとおり）	（現行の）

改正前				改正後				
(省略)	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料			(省略)	(現行のとおり)	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料		(現行のとおり)
(省略)	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額			(省略)	(現行のとおり)	建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じて、次に掲げる額		(現行のとおり)
(1)	ア	(省略)	(省略)	(1)	ア	(現行のとおり)	(現行のとおり)	(現行のとおり)
(省略)	イ	(ア) 住宅部分	当該部分の延べ面積が300平方メートル未満のもの	(省略)	イ	(ア) 住宅部分	当該部分の床面積が300平方メートル未満のもの	(現行のとおり)
			当該部分の延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	(省略)			当該部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	(現行のとおり)
			当該部分の延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	(省略)			当該部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	(現行のとおり)

改正前							改正後								
					もの										
					当該部分の延べ面積が5,000平方メートル以上のもの	(省略)						当該部分の床面積が5,000平方メートル以上のもの	(現行のとおり)		
			(イ) 非住宅部分		当該部分の延べ面積が300平方メートル未満のもの	(省略)						当該部分の床面積が300平方メートル未満のもの	(現行のとおり)		
					当該部分の延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	(省略)						当該部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	(現行のとおり)		
					当該部分の延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	(省略)						当該部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	(現行のとおり)		
					当該部分の延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メ	(省略)						当該部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メ	(現行のとおり)		

改正前						改正後							
				一トル未満のもの							満のもの		
				当該部分の延べ面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	(省略)						当該部分の床面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの	(現行のとおり)	
				当該部分の延べ面積が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	(省略)						当該部分の床面積が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	(現行のとおり)	
				当該部分の延べ面積が2万5,000平方メートル以上のもの	(省略)						当該部分の床面積が2万5,000平方メートル以上のもの	(現行のとおり)	
	(2) (省略)	ア (省略)	(ア) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)に	住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	(省略)		(2) (現行のとおり)	ア (現行のとおり)	(ア) 性能基準(省令第1条第1項第2号イ(1)(i)及び同号ロ(1)に定める基準をいう。)に	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	(現行のとおり)		
				住宅の床面積の合計が200平方メートル	(省略)					当該住宅の床面積の合計が200平方メー	(現行のとおり)		

改正前						改正後								
				よる場合	以上のもの					よる場合	トル以上のもの			
				(イ) モデル住宅法(省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合	住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	(省略)				(イ) モデル住宅法(省令第1条第1項第2号イ(2)(i)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	(現行のとおり)		
				(ウ) 仕様基準(省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。)による場合	住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	(省略)				(ウ) 仕様基準(省令第1条第1項第2号イ(3)及び同号ロ(3)に定める基準をいう。以下同じ。)による場合	当該住宅の床面積の合計が200平方メートル未満のもの	(現行のとおり)		
			イ (省略)	(ア) 住宅部分	性能基準(省令第1条第1項第2号イ	当該部分の延べ面積が300平方メートル未満のもの	(省略)			イ (現行のと	(ア) 住宅部分	性能基準(省令第1条第1項第2号イ	当該部分の床面積が300平方メートル未満のもの	(現行のとおり)
						当該部分の延べ面積が300	(省略)							当該部分の床面積が300平方メートル未満のもの

改正前					改正後							
				(1) 平方メートル (i) 以上2,000平方メートル未満 若しくは(ii) 満のもの				おり	(1) 平方メートル以上2,000平方メートル未満 若しくは(ii) 満のもの			
				及び同 号ロ (1)又は同項 第3号 に定める基準 をい う。以下この 表において同 じ。)による 場合	当該部分の延 べ面積が 2,000平方メ ートル以上 5,000平方メ ートル未満の もの	(省略)			及び同 号ロ (1)又は同項 第3号 に定める基準 をい う。以下この 表において同 じ。)による 場合	当該部分の床 面積が2,000 平方メートル 以上5,000平 方メートル未 満のもの	(現行の とおり)	
				(省 略)	(省略)	(省略)			(現行 のとおり)	(現行のとおり)	(現行の とおり)	
					(省略)	(省略)			り)	(現行のとおり)	(現行の とおり)	
					(省略)	(省略)				(現行のとおり)	(現行の とおり)	
					(省略)	(省略)				(現行のとおり)	(現行の とおり)	
				仕様基	当該部分の延	(省略)			仕様基	当該部分の床	(現行の	

改正前							改正後								
					準による場合	べ面積が300平方メートル未満のもの					準による場合	面積が300平方メートル未満のもの	とおりの		
						当該部分の延べ面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	(省略)					当該部分の床面積が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	(現行のとおり)		
						当該部分の延べ面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	(省略)					当該部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの	(現行のとおり)		
						当該部分の延べ面積が5,000平方メートル以上のもの	(省略)					当該部分の床面積が5,000平方メートル以上のもの	(現行のとおり)		
			(イ)	モデル 非住宅部分	建物法による場合	当該部分の延べ面積が300平方メートル未満のもの	(省略)				(イ)	モデル 非住宅部分	建物法による場合	当該部分の床面積が300平方メートル未満のもの	(現行のとおり)
						当該部分の延べ面積が300平方メートル	(省略)						当該部分の床面積が300平方メートル以	(現行のとおり)	

改正前							改正後									
					以上1,000平方メートル未満のもの								上1,000平方メートル未満のもの			
					当該部分の延べ面積が	(省略)							当該部分の床面積が1,000平方メートル以上	(現行のとおり)		
					2,000平方メートル未満のもの								2,000平方メートル未満のもの			
					当該部分の延べ面積が	(省略)							当該部分の床面積が2,000平方メートル以上	(現行のとおり)		
					5,000平方メートル未満のもの								5,000平方メートル未満のもの			
					当該部分の延べ面積が	(省略)							当該部分の床面積が5,000平方メートル以上	(現行のとおり)		
					5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの								1万平方メートル未満のもの			
					当該部分の延べ面積が1万平方メートル以上	(省略)							当該部分の床面積が1万平方メートル以上	(現行のとおり)		
					2万5,000平方メートル								2万5,000平方メートル			

改正前							改正後												
					一トル未満のもの										未満のもの				
					当該部分の延べ面積が2万5,000平方メートル以上のもの	(省略)									当該部分の床面積が2万5,000平方メートル以上のもの	(現行のとおり)			
				標準入力法等による場合	当該部分の延べ面積が300平方メートル未満のもの	(省略)								標準入力法等による場合	当該部分の床面積が300平方メートル未満のもの	(現行のとおり)			
					当該部分の延べ面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	(省略)									当該部分の床面積が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	(現行のとおり)			
					当該部分の延べ面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	(省略)									当該部分の床面積が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの	(現行のとおり)			
					当該部分の延べ面積が2,000平方メートル以上	(省略)									当該部分の床面積が2,000平方メートル以上5,000平	(現行のとおり)			

改正前						改正後								
					5,000平方メートル未満のもの						方メートル未満のもの			
					当該部分の延べ面積が	(省略)					当該部分の床面積が5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの		(現行のとおり)	
					5,000平方メートル以上1万平方メートル未満のもの						当該部分の床面積が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの		(現行のとおり)	
					当該部分の延べ面積が1万平方メートル以上2万5,000平方メートル未満のもの	(省略)					当該部分の床面積が2万5,000平方メートル以上のもの		(現行のとおり)	
					当該部分の延べ面積が2万5,000平方メートル以上のもの	(省略)								
6 (省略)	(省略)				(省略)		6 (現行のとおり)	(現行のとおり)				(現行のとおり)		
備考 1から16 (省略)						備考 1から16 (現行のとおり)								